

休憩時間と準備時間、削られた時間は何処へ!?

6月2日の豪雨による勤務の取り扱いでもあった!

繰り返される勤務の不当な取扱い!!

A組員が、1月25日に発生した大雪によるダイヤ乱れによる勤務の取り扱いで、8時間以上の連続勤務をさせられたにもかかわらず、休憩時間も与えられず、折り返しの準備報告時間もカットされ、しかも、休憩時間を仕事が終わった後に偽装工作された問題で、休憩時間と準備報告時間のカット分、偽装工作されて居残りを強要された時間分の未払賃金を求めて労基署に申告したことを「交差点No.681」で明らかにしました。

しかし、会社は反省することなく、6月2日に発生した豪雨によるダイヤ乱れでも同様に勤務の不当な取扱いをしたことが、明らかになりました。

明らかになった行路の一つは、いわゆる一丁半行路(新大阪～東京を一往復半する行路)で、新大阪から東京間乗務し、到着点呼と同時に下り列車の出場点呼をして、更に下り列車を東京から新大阪まで乗務し、東京場面と同様に到着点呼と上り列車の出場点呼を同時にやらされ、東京場面の休憩時間と準備報告時間、新大阪場面の休憩時間と準備報告時間を削られた不当な事実が明らかになりました。

いったい、削られた休憩時間と準備報告時間は何処でどのように補填してくれるのでしょうか!?

まさか、取り逃げ!?

まさか、未払!?

休憩時間、準備報告時間を付けるのが正当ですが、異常時等で時間を付けられない場合は、相当の賃金で補填するしかありません。

今後も豪雨や台風の影響でダイヤ乱れの発生することが予想されるが、労基法、制度で決まっている労働時間はキッチリ賃金で補填せよ!!